平成２７年（フ）第５０３号
東京都東村山市恩多町１丁目36番地39
債務者　岡田百合香
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４９号
栃木県栃木市薗部町４丁目３番17号　レオパレスウィステリアα109号室、従前の住所栃木県真岡市荒町３丁目43番地９　吉田住宅13棟
債務者　鳥内　一正
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６７８７号
東京都立川市柴崎町１丁目18―24―203
債務者　成田　弥生
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９号
栃木県那須塩原市三区町530番地124
債務者　田代　春恵
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月８日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第４８８７号
東京都練馬区石神井町８丁目52―５　メゾンアボカド５号室
債務者　冨成　考寛
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６５３号
東京都足立区加賀２丁目20―４―305
債務者　宮田　令子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７５８号
東京都杉並区荻窪４丁目13―20
債務者　安藤　佳苗（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目14番５号
債務者　下地　理沙
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２８１号
栃木県さくら市喜連川4058番地１、前住所栃木県さくら市喜連川4363番地２
債務者　永井　啓子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９６号
栃木県真岡市並木町３丁目28番地１　メゾネット雅１号
債務者　阿久津里菜
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２２７号
横浜市南区永田北１丁目９番６号　二葉ハイツ102号
債務者　佐藤美千代
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６１号
岡山市北区玉柏2236番地１
債務者　芳賀千津子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６２号
岡山市北区玉柏2236番地１、旧住所岡山市北区玉柏2269番地５
債務者　笠原めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６３号
岡山市北区玉柏2236番地１、旧住所岡山市北区玉柏2269番地５
債務者　笠原　政男
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６４号
岡山市北区玉柏2236番地１
債務者　芳賀　泰邦
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部